

国外実態調査（実地調査）について

2025年 6 月25日

総務省行政管理局調査法制課

● 今後の実地調査に向けていただいた御意見など（主なもの）

【調査対象について】

- これまで、EU、フィンランド、スウェーデン、スペイン、カナダについて文献調査してきたところ、機械学習型AIについては自動意思決定に使用するべきではないという共通認識があるように見受けられるが、ルールベース型AIの活用については一定の留保の下可能としていると思われるところもある。文献調査において得られる情報には限りがあり、実地調査が有効。
- ➡ **今後、秋～冬にかけて、順次、実地調査（ヒアリング等）で詳細を把握し、論点を深掘り**

【調査全般における留意事項】

- 調査の前提として、調査対象の定義（「AI」「機械学習型AI」等）について共通認識が必要
- 行政と市民の関係性、情報開示や市民参加の仕組み等の背景事情が異なり得ることに留意が必要
- 本調査研究会において、国内の利活用状況を踏まえて議論してきた論点に加え、国外の進んだ取組については、様々な課題がある中でなぜ可能なのかという視点も持つべき。行政部門の職員の受け止めについても確認する必要
- 自動意思決定の一般法ができた経緯や、GDPR22条（自動意思決定の対象とされない権利）に係る考え方についての各国の背景を確認する必要
- あわせて、一般法を前提として整備された個別法やソフトロー等の内容を確認する必要
- これまで裁判などで争いのあった事例の調査にあたっては、各当事者の主張（争いの対象が、自動意思決定の導入自体なのか、アルゴリズムの内容なのか、出力結果やその後の手続（出力結果の確認）なのか等）を確認する必要

● 調査項目（イメージ）

※前掲の前提情報を整理した上で具体的に調査を行う

※主に、国内調査の調査項目から、団体に応じて適宜の項目を確認することを想定（以下、一部抜粋）
国外調査にあたり下線部の項目を追加

◆行政においてAIを利活用するための一般規律について

- ・ 制定に至る社会的背景や経緯（どのような事案を想定したものか、先行する個別法があったのか、規律の在り方（レベル感）としてどのような問題意識があったのか等）
- ・ （EU加盟国の場合）GDPR22条との関係をどのように考えているか

◆AIを導入した手続・業務の概要について

- ・ どのようなAIを利用しているか（ルールベース型AIか機械学習型AIかなど）
- ・ AIを導入することによって、どのようなメリットがあるのか。
- ・ 従来どのような立場（役職・権限）の職員がやっていた作業をAIが担当することになるのか。単なる置き換えなのか、+αがあるのか。
（例えば、従来であれば手間がかかりすぎて出来なかったことがAIの利用により可能になるなど、単なる置き換え以上の効果を生んでいるのか）
- ・ AIを導入しないこととしている手続・業務はあるか。

◆導入プロセスについて

- ・ 導入決定、調達においては、どのような者が関与しているか（専門の技術者をアドバイザーとして雇用するなどして外部の知見を入れたのか）。
- ・ 導入の検討を始めてから、実際の導入に至るまでどのような手続を要しているのか（AIを導入することについて議会に対し特別な説明を行っているか、住民に対して公表しているか等）。
- ・ AIを導入するに当たってのリスク評価をどう行っているか。

● 調査項目（イメージ）

◆運用について

- ・ 組織としての意思決定を行うルールはどのように定められていて、その中でAIはどのように位置づけられているか。
- ・ 従来の、職員だけで意思決定する場合と管理の方法（内部決裁を経る、組織の長がサインをするなど）が異なるのか。
- ・ AIによる自動意思決定と単なる補助としての利用をどのように切り分けているのか。
(利用者によって、補助と代替が曖昧になり得るところ、法制上の措置を講じたり、リテラシー教育や研修を実施しているか)

◆学習データ、アルゴリズムについて

- ・ 学習させるデータが偏らないようになんらか工夫をしているか。
- ・ どのレベル（又はどの機能）までの学習を利用可能としているか。

◆説明責任・透明性との関係について

- ・ AIの個別のアウトプットにつき、どの程度理解・説明可能か（活用する職員・一般の住民が理解できる内容か。）。
- ・ AIの個別のアウトプットにつき、従前職員が行っていたものと異なる結果となることはあるのか。その異なり方はどのようなものか（職員の判断の方がより適切な場合、AIの判断がより精密・正確な場合など）。
- ・ （「アルゴリズム」を開示することとしている場合）具体的に何を開示しているのか（市民に対して理解可能な内容で解説する義務なども課しているのか。）
- ・ （AIの判断に理由付記を求めることとしている場合）どのような根拠によるものか。（専門家を関与させる等によりAIの挙動の正しさ（行政の適正性）を担保することで足りないのか。（救済措置機会の担保等も求められているか。））

● 調査項目（イメージ）

◆ 救済措置等について

- ・ 技術の不都合等により住民に損害が生じた場合などに備えて、AI等を提供する事業者等との契約上、配慮・工夫する点はあるか。
- ・ AI等を活用した手続・業務の相手方（住民等）における、AI等活用の受け止めはどうか。住民等との関係で、これまでと異なる配慮が必要な点はあるか。
- ・ 導入したアルゴリズムについて、何らかの救済措置（不服申立てや行政訴訟の仕組み）を設けているか。
- ・ AI等を活用した場合に誰のどのような行為が救済の対象になると考えられているか。救済のためには過失の証明責任が国民側にあるか、過失の不存在の証明責任が行政側にあるか、無過失でも救済の対象になるか。
- ・ AI等の活用において行政側に認められる特例があるか。ある場合、それを可能とする担保措置や救済措置についてどのように考えているか。